

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年11月26日 |
| 【四半期会計期間】 | 第2期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日） |
| 【会社名】 | フィデアホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | FIDEA Holdings Co. Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長 里村正治 |
| 【本店の所在の場所】 | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号 |
| 【電話番号】 | 仙台（022）290局8800（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役 原田儀一郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号 |
| 【電話番号】 | 仙台（022）290局8800（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 主計グループ長 今井克己 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 当中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等

| | | 平成22年度 中間連結 会計期間 | 平成21年度 |
|----------------------|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日) | (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 25,717 | 38,300 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 3,590 | 4,470 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 2,282 | |
| 連結当期純利益 | 百万円 | | 2,868 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 58,674 | 56,038 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 2,181,740 | 2,115,924 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 252.27 | 232.66 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 15.90 | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | 21.66 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 円 | 11.20 | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 円 | | 21.64 |
| 自己資本比率 | % | 2.5 | 2.5 |
| 連結自己資本比率 (第二基準) | % | 8.58 | 9.46 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 90,446 | 24,206 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 78,288 | 42,789 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 11,580 | 9,857 |
| 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 | 百万円 | 37,472 | 36,903 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 1,916 [1,374] | 1,902 [1,412] |

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成21年10月1日設立のため、平成21年度中間連結会計期間以前の経営指標等については記載しておりません。

3. 当社は、平成21年10月1日付で株式会社荘内銀行（以下「荘内銀行」）と株式会社北都銀行（以下「北都銀行」）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、荘内銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成21年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である荘内銀行の平成21年度の連結経営成績を基礎に、北都銀行の平成21年10月1日から平成22年3月31日までの連結経営成績を連結したものととなります。

- 4．1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5．自己資本比率は、(期末純資産の部合計 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6．連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
- 7．平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当社の当中間会計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等

| 回次 | | 第 2 期中 | 第 1 期 |
|----------------------|-----|---|---|
| 決算年月 | | 平成22年 9 月 | 平成22年 3 月 |
| 営業収益 | 百万円 | 1,470 | 1,207 |
| 経常利益 | 百万円 | 998 | 778 |
| 中間純利益 | 百万円 | 979 | |
| 当期純利益 | 百万円 | | 756 |
| 資本金 | 百万円 | 15,000 | 15,000 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 普通株式 143,464 A種優先株式 20,206 B種優先株式 25,000 | 普通株式 143,464 A種優先株式 20,206 B種優先株式 25,000 |
| 純資産額 | 百万円 | 62,506 | 62,244 |
| 総資産額 | 百万円 | 62,581 | 62,448 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 296.51 | 294.68 |
| 1株当たり配当額 | 円 | 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 | 普通株式 5.00 A種優先株式 B種優先株式 0.01 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 6.83 | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | 5.27 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 円 | 4.81 | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 円 | | 5.26 |
| 自己資本比率 | % | 99.8 | 99.6 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 23 [2] | 19 [1] |

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 当社は、平成21年10月1日設立のため、平成21年9月期以前の経営指標等については記載しておりません。

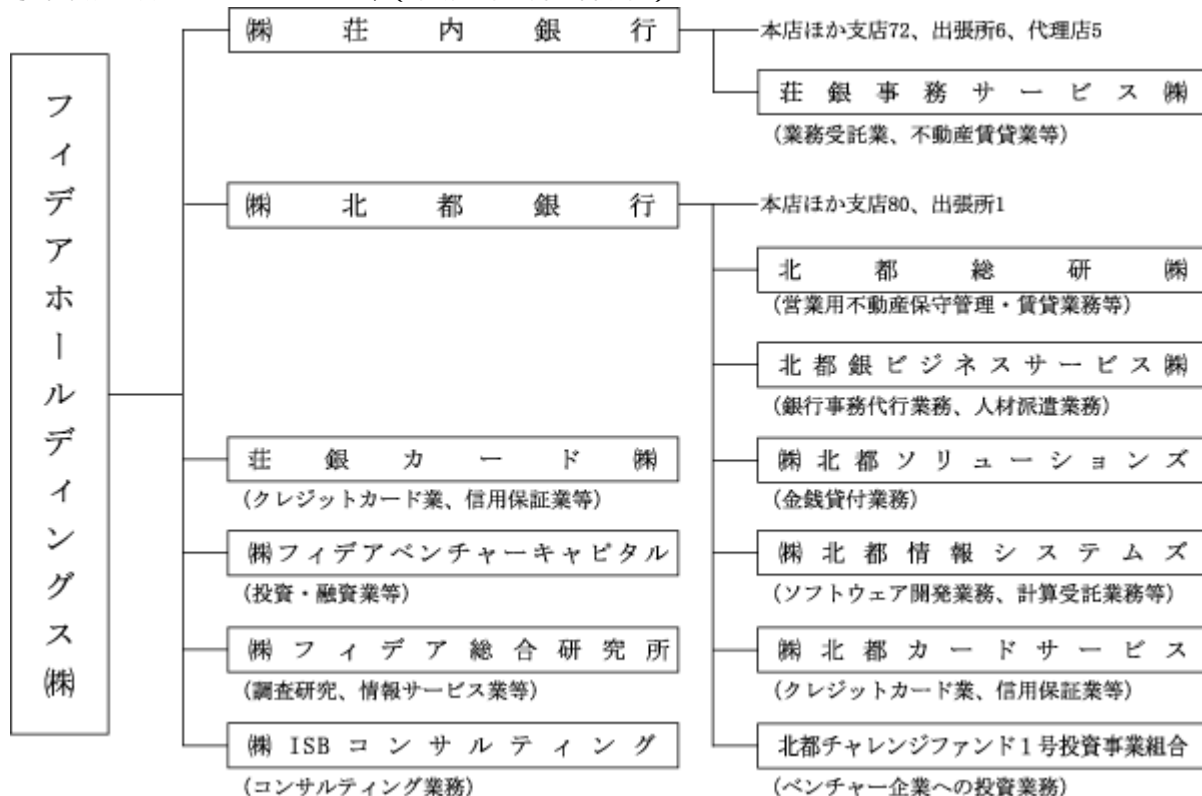
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありませんが、当第2四半期連結会計期間においてグループ内における連携強化を図るため、資本構成を一部変更いたしました。詳細は「3 関係会社の状況」をご参照ください。

事業系統は次のとおりであります。（平成22年9月30日現在）



3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成22年7月1日に株式会社荘銀総合研究所（連結子会社）の商号を「株式会社フィデア総合研究所」に変更しております。

株式会社フィデアベンチャーキャピタルにおいて第三者割当増資を実施し、当社グループで300百万円（当社267百万円、株式会社北都銀行17百万円、株式会社荘内銀行15百万円）を引き受けております。また、株式会社フィデア総合研究所及び株式会社ISBコンサルティングの少数株主より当社グループが株式譲渡を受け所有割合が増加しております。これらに伴い、荘銀カード株式会社に対する所有割合も増加しております。この結果、上記4社については株式会社荘内銀行の連結の範囲から除外され、当社の子会社となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

| | |
|---------|--------------------|
| 従業員数(人) | 1,916 [1,374] |
|---------|--------------------|

- (注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員1,351人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

| | |
|---------|-------------|
| 従業員数(人) | 23 [2] |
|---------|-------------|

- (注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員2人を含んでおりません。
2. 当社従業員は主に株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行からの出向者であります。なお、従業員数には各子銀行との兼務者(株式会社荘内銀行36人、株式会社北都銀行38人)は含まれておりません。
3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は平成21年10月1日に共同株式移転により設立されましたので、前第2四半期連結会計期間との対比については記載しておりません。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、厳しい雇用情勢が続いているものの、各種政策の効果などにより企業収益や個人消費に持ち直しの動きが見られました。しかし、輸出や生産の増勢が鈍化すると共に、急激な円高が進んでいることから先行き不透明感が増しております。一方、当社グループの営業エリアにおける経済状況は、公共投資が減少しているものの、雇用情勢及び個人消費の改善や鉱工業生産の増加が見られ、全体として緩やかな景気回復局面にあるといえます。

当社は、平成21年10月1日に株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」という。）及び株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」という。）が共同株式移転により設立した銀行持株会社であります。当社グループは、地域に密着した広域金融グループとして、お客さまの高い満足と地域の発展のために、上質な金融情報サービスを提供し続けることを目指し、グループ各行のミドル・バック機能の集約や専門化等経営インフラ整備を進め、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

当第2四半期連結会計期間は、収益面ではグループ一丸となった営業推進活動による役務取引等収益の積み上げや有価証券関連収益の計上により、連結経常収益は126億34百万円となりました。一方、費用面では統合効果抽出等による経費削減やお取引先の事業再生支援等を通じた与信コスト削減に取り組んだ結果、連結経常費用は117億40百万円となりました。その結果、連結経常利益は8億94百万円、連結四半期純利益は7億53百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは155億85百万円の収入となりました。借入金等の増加によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは34億87百万円の支出となりました。主に有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは108億30百万円の支出となりました。主に劣後特約付社債の償還による支出が、発行による収入を上回ったことによるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は374億72百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内外の市場金利の低下に伴う預金等利息の減少、債券を中心とした有価証券ポートフォリオの構築を進めた結果、国内業務部門では79億18百万円、国際業務部門では12百万円、合計で79億6百万円となりました。

役務取引等収支は、投資信託及び生命保険の窓口販売に係る手数料等を順調に積み上げている一方、費用の削減に努めたことにより、国内業務部門では14億24百万円、国際業務部門では7百万円、合計で14億31百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益を計上する一方、有価証券の減損処理を行い国債等債券償却を計上したことにより、国内業務部門では5億63百万円、国際業務部門では21百万円、合計で5億41百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額 () | 合計 |
|-----------|--------------|---------|---------|--------------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 7,918 | 12 | | 7,906 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 8,919 | 5 | 17 | 8,907 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,000 | 17 | 17 | 1,001 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,424 | 7 | | 1,431 |
| うち役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,120 | 10 | | 2,130 |
| うち役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 695 | 3 | | 699 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 563 | 21 | | 541 |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,145 | 21 | | 1,166 |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,708 | | | 1,708 |

- (注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間1百万円)を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門では投資信託及び生命保険の窓口販売に係る手数料等を順調に積み上げ21億20百万円となり、国際業務部門では為替業務で10百万円を計上し、合計21億30百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門では費用の削減に取り組み6億95百万円となり、国際業務部門では為替業務で3百万円、合計で6億99百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|--------------|--------------|---------|---------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,120 | 10 | 2,130 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 333 | | 333 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 488 | 10 | 499 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 128 | | 128 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 788 | | 788 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 7 | | 7 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 178 | 0 | 178 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 695 | 3 | 699 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 84 | 3 | 87 |

(注) 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|---------|--------------|-----------|---------|-----------|
| | | 金額（百万円） | 金額（百万円） | 金額（百万円） |
| 預金合計 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,913,324 | 2,968 | 1,916,293 |
| うち流動性預金 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 749,597 | | 749,597 |
| うち定期性預金 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,143,760 | | 1,143,760 |
| うちその他 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 19,966 | 2,968 | 22,935 |
| 譲渡性預金 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 96,602 | | 96,602 |
| 総合計 | 前第2四半期連結会計期間 | | | |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,009,926 | 2,968 | 2,012,895 |

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

| 業種別 | 平成22年 9月30日 | |
|-------------------|-------------|--------|
| | 貸出金残高（百万円） | 構成比（％） |
| 国内（除く特別国際金融取引勘定分） | 1,421,433 | 100.00 |
| 製造業 | 121,587 | 8.55 |
| 農業，林業 | 5,621 | 0.40 |
| 漁業 | 274 | 0.02 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | 3,609 | 0.25 |
| 建設業 | 78,232 | 5.50 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 7,406 | 0.52 |
| 情報通信業 | 11,445 | 0.81 |
| 運輸業，郵便業 | 16,923 | 1.19 |
| 卸売業，小売業 | 106,057 | 7.46 |
| 金融業，保険業 | 65,223 | 4.59 |
| 不動産業，物品賃貸業 | 81,051 | 5.70 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | 7,224 | 0.51 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 30,760 | 2.16 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | 21,671 | 1.53 |
| 教育，学習支援業 | 5,076 | 0.36 |
| 医療・福祉 | 41,716 | 2.94 |
| その他のサービス | 54,863 | 3.86 |
| 地方公共団体 | 268,146 | 18.86 |
| その他 | 494,540 | 34.79 |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | | |
| 政府等 | | |
| 金融機関 | | |
| その他 | | |
| 合計 | 1,421,433 | |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号、以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお当社は第二基準（国内基準）を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（第二基準）

| 項目 | | 平成22年9月30日 |
|--------------------------------------|------------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 15,000 |
| | うち非累積的永久優先株 | |
| | 新株式申込証拠金 | |
| | 資本剰余金 | 34,712 |
| | 利益剰余金 | 15,369 |
| | 自己株式() | 9,972 |
| | 自己株式申込証拠金 | |
| | 社外流出予定額() | |
| | その他有価証券の評価差損() | |
| | 為替換算調整勘定 | |
| | 新株予約権 | |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 1,573 |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | |
| | 営業権相当額() | |
| | のれん相当額() | 584 |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額() | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | 507 |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額) | 55,591 |
| | 繰延税金資産の控除金額() | |
| 計 (A) | 55,591 | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 804 |
| | 一般貸倒引当金 | 6,767 |
| | 負債性資本調達手段等 | 15,800 |
| | うち永久劣後債務(注2) | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 15,800 |
| | 計 | 23,371 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 22,263 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 75 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) (D) | 77,779 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 814,505 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 19,455 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 833,961 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F) | 71,529 |
| | (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 5,722 |
| | 計((E) + (F)) (H) | 905,490 |
| 連結自己資本比率(第二基準) = (D) / (H) × 100 (%) | | 8.58 |
| (参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100 (%) | | 6.13 |

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社荘内銀行(単体)の資産の査定額(注)

| 債権の区分 | 平成21年9月30日 | 平成22年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 86 | 76 |
| 危険債権 | 65 | 51 |
| 要管理債権 | 62 | 32 |
| 正常債権 | 6,988 | 7,261 |

(注) 部分直接償却は実施しておりません。

株式会社北都銀行(単体)の資産の査定額(部分直接償却後)

| 債権の区分 | 平成21年9月30日 | 平成22年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 51 | 43 |
| 危険債権 | 165 | 113 |
| 要管理債権 | 81 | 56 |
| 正常債権 | 6,822 | 6,796 |

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(銀行業務)

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延面積 (㎡) | 完了年月 |
|-------|----------|-------------|-----|-------|-------------|--------------|---------|
| 連結子会社 | 株式会社北都銀行 | 大館プラザ 支店 | 秋田県 | 店舗 | | 45.37 | 平成22年9月 |

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除去等の計画は次のとおりであります。

(銀行業務)

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 投資予定額(百万円) | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 |
|-----------|--------------|------------|-----|----|-------|------------|------|------------|-------------|--------------|
| | | | | | | 総額 | 既支払額 | | | |
| 連結 子会社 | 株式会社 北都銀行 | 牛島支店 | 秋田県 | 新築 | 店舗 | 165 | 82 | 自己資金 | 平成22年 7月 | 平成22年 11月 |

(注) 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 560,000,000 |
| A種優先株式 | 20,206,500 |
| B種優先株式 | 70,000,000 |
| 計 | 650,206,500 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|--|--|----------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 143,464,890 | 143,464,890 | 東京証券取引所 市場第一部 | 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式 単元株式数 100株 |
| A種優先株式 | 20,206,500 | 20,206,500 | 非上場・非登録 | (注1) |
| B種優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。) | 25,000,000 | 25,000,000 | 非上場・非登録 | (注2) |
| 計 | 188,671,390 | 188,671,390 | | |

(注) 1. A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

当社は、A種優先株式については、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて、A種優先株式1株あたり、金493円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるもののほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を有しない。

(4) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は、100株とする。

(6) 種類株主総会

種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

当社は、定款において会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

会社法第324条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

2. B種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付される。B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の終値を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。

B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間（下記(6)に定義する。以下同じ）において、毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月1日の翌日以降、取得価額は、当該日までの直近の5連続取引日の当会社の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正される。

上記の取得価額は、B種優先株式の発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額を下限とする。

B種優先株式には、当社が、平成32年4月1日以降、一定の条件を満たす場合に、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(2) B種優先配当金

B種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当率（以下、「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

B種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率 = 初年度B種優先配当金 ÷ B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、B種優先株式の発行決議日をB種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「B種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、B種優先配当年率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) B種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 残余財産

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i)(a)当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議まで開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下、「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b)当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成25年4月1日から平成37年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記八．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本 に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(B)および(F)の場合には0円、上記イ．(C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合は修正価額）とする。
- ニ．上記イ．(C)ないし(E)および上記ハ．(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(C)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による、取得日の決定後も上記(6)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(4)に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(9) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) その他株式の権利内容等

単元株式数

B種優先株式の単元株式数は、当社の他の種類の株式と同様、100株であります。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、B種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式及びA種優先株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であるため、株主総会において議決権を有します。これに対し、B種優先株式は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、原則として株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとしつつ、上記(5)のとおり、いわゆる議決権復活条項を定めております。なお、当社のA種優先株式は、当社を完全親会社とする共同株式移転に際して発行された、当社の完全子会社である株式会社荏内銀行のみを割当先とする株式であること等の理由により、株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとされております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個) | | |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | | |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | | |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | | |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | | |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | | |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | | |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | | |

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 | | 188,671 | | 15,000 | | 7,500 |

(6) 【大株主の状況】

所有株式別

普通株式

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 普通株式の発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%) |
|---|---|---------------|---|
| タイヨー パール ファンド エルピー (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社) | C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1- 9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号) | 6,795 | 4.73 |
| 株式会社みずほコーポレート銀 行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 3,751 | 2.61 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 2,198 | 1.53 |
| 荘内銀行従業員持株会 | 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号 | 2,194 | 1.52 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 1,678 | 1.16 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 1,494 | 1.04 |
| 財団法人克念社 | 山形県鶴岡市馬場町1番20号 | 1,460 | 1.01 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 1,383 | 0.96 |
| 廣野 撰 | 山形県新庄市 | 1,382 | 0.96 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 | 1,307 | 0.91 |
| 計 | | 23,646 | 16.48 |

A種優先株式

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | A種優先株式の 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|----------|-----------------|---------------|---|
| 株式会社荘内銀行 | 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号 | 20,206 | 100.00 |
| 計 | | 20,206 | 100.00 |

B種優先株式

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | B種優先株式の 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|------------|------------------|---------------|---|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町二丁目46番1号 | 25,000 | 100.00 |
| 計 | | 25,000 | 100.00 |

合計(普通株式 + A種優先株式 + B種優先株式)

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|---|--|---------------|--------------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町二丁目46番1号 | 25,000 | 13.25 |
| 株式会社荘内銀行 | 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号 | 20,223 | 10.71 |
| タイヨー パール ファンド エルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号) | 6,795 | 3.60 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 3,751 | 1.98 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 2,198 | 1.16 |
| 荘内銀行従業員持株会 | 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号 | 2,194 | 1.16 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 1,678 | 0.88 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 1,494 | 0.79 |
| 財団法人克念社 | 山形県鶴岡市馬場町1番20号 | 1,460 | 0.77 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 1,383 | 0.73 |
| 計 | | 66,179 | 35.07 |

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有議決権数 (個) | 総株主の議決権 に対する所有議決権 数の割合(%) |
|---|--|---------------|---------------------------------|
| タイヨー パール ファンド エルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号) | 67,959 | 4.75 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 37,510 | 2.62 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 21,986 | 1.53 |
| 荘内銀行従業員持株会 | 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号 | 21,946 | 1.53 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 16,783 | 1.17 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 14,942 | 1.04 |
| 財団法人克念社 | 山形県鶴岡市馬場町1番20号 | 14,600 | 1.02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 13,833 | 0.96 |
| 廣野 撰 | 山形県新庄市 | 13,828 | 0.96 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 | 13,072 | 0.91 |
| 計 | | 236,459 | 16.53 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---|-----------|--|
| 無議決権株式 | A種優先株式 20,206,500 B種優先株式 25,000,000 | | 「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 3,600 (相互保有株式) 普通株式 16,500 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 142,954,100 | 1,429,541 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 単元未満株式 | 普通株式 490,690 | | 同上 |
| 発行済株式総数 | 188,671,390 | | |
| 総株主の議決権 | | 1,429,541 | |

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) フィデアホールディングス 株式会社 | 宮城県仙台市青葉区中央三 丁目1番24号 | 3,600 | | 3,600 | 0.00 |
| (相互保有株式) 株式会社荘内銀行 | 山形県鶴岡市本町一丁目9 番7号 | 16,500 | | 16,500 | 0.00 |
| 計 | | 20,100 | | 20,100 | 0.00 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 167 | 175 | 170 | 168 | 174 | 197 |
| 最低(円) | 156 | 145 | 156 | 148 | 155 | 166 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
4. 当社は、平成21年10月1日設立のため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る記載はしていません。
5. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 6, 7 40,771 | 6, 7 42,596 |
| コールローン及び買入手形 | 38,000 | 65,500 |
| 買入金銭債権 | 6,563 | 5,038 |
| 商品有価証券 | 755 | 687 |
| 金銭の信託 | 3,967 | 1,000 |
| 有価証券 | 7, 14 617,048 | 7, 14 547,609 |
| 貸出金 | 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,421,433 | 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,406,683 |
| 外国為替 | 5 1,858 | 5 1,426 |
| その他資産 | 7 15,660 | 7 12,678 |
| 有形固定資産 | 9, 10 24,448 | 9, 10, 11 24,854 |
| 無形固定資産 | 1,612 | 1,673 |
| 繰延税金資産 | 14,714 | 16,823 |
| 支払承諾見返 | 15,665 | 16,814 |
| 貸倒引当金 | 20,759 | 27,462 |
| 資産の部合計 | 2,181,740 | 2,115,924 |
| 負債の部 | | |
| 預金 | 1,916,293 | 1,895,388 |
| 譲渡性預金 | 96,602 | 49,483 |
| コールマネー及び売渡手形 | 7 16,027 | 7 5,402 |
| 借入金 | 7, 12 42,615 | 7, 12 42,516 |
| 外国為替 | 2 | 0 |
| 社債 | 13 10,000 | 13 20,700 |
| その他負債 | 21,631 | 21,005 |
| 賞与引当金 | 277 | 247 |
| 退職給付引当金 | 2,722 | 2,958 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 195 | 233 |
| 偶発損失引当金 | 197 | 150 |
| その他の引当金 | 62 | 66 |
| 繰延税金負債 | 9 | 11 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 9 762 | 9 764 |
| 負ののれん | - | 4,142 |
| 支払承諾 | 15,665 | 16,814 |
| 負債の部合計 | 2,123,066 | 2,059,885 |

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 15,000 | 15,000 |
| 資本剰余金 | 34,712 | 34,712 |
| 利益剰余金 | 15,369 | 13,743 |
| 自己株式 | 9,972 | 9,972 |
| 株主資本合計 | 55,109 | 53,484 |
| その他有価証券評価差額金 | 42 | 1,149 |
| 繰延ヘッジ損益 | 21 | 18 |
| 土地再評価差額金 | 9, 1,024 | 9, 1,027 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,045 | 140 |
| 少数株主持分 | 2,518 | 2,694 |
| 純資産の部合計 | 58,674 | 56,038 |
| 負債及び純資産の部合計 | 2,181,740 | 2,115,924 |

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 経常収益 | 25,717 | 38,300 |
| 資金運用収益 | 17,707 | 26,221 |
| (うち貸出金利息) | 15,034 | 23,036 |
| (うち有価証券利息配当金) | 2,609 | 3,112 |
| 役務取引等収益 | 4,689 | 6,620 |
| その他業務収益 | 2,266 | 3,612 |
| その他経常収益 | 1,053 | 1,845 |
| 経常費用 | 22,126 | 33,830 |
| 資金調達費用 | 2,072 | 3,705 |
| (うち預金利息) | 1,692 | 3,059 |
| 役務取引等費用 | 1,372 | 2,365 |
| その他業務費用 | 1,855 | 759 |
| 営業経費 | 14,605 | 22,227 |
| その他経常費用 | 2,219 | 4,773 |
| 経常利益 | 3,590 | 4,470 |
| 特別利益 | 203 | 273 |
| 固定資産処分益 | 5 | 7 |
| 償却債権取立益 | 187 | 260 |
| その他の特別利益 | 11 | 4 |
| 特別損失 | 66 | 230 |
| 固定資産処分損 | 7 | 156 |
| 減損損失 | 59 | 71 |
| その他の特別損失 | 0 | 2 |
| 税金等調整前中間純利益 | 3,727 | 4,513 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 110 | 179 |
| 法人税等調整額 | 1,472 | 1,286 |
| 法人税等合計 | 1,582 | 1,466 |
| 少数株主損益調整前中間純利益 | 2,145 | |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 136 | 179 |
| 中間純利益 | 2,282 | 2,868 |

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---------------|---|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 15,000 | 14,200 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株式移転による増減 | - | 4,200 |
| 優先株式の発行 | - | 5,000 |
| 当中間期変動額合計 | - | 800 |
| 当中間期末残高 | 15,000 | 15,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | 34,712 | 12,056 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株式移転による増減 | - | 18,114 |
| 優先株式の発行 | - | 5,000 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 |
| 自己株式の消却 | - | 457 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 22,656 |
| 当中間期末残高 | 34,712 | 34,712 |
| 利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 13,743 | 10,844 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 721 | - |
| 中間純利益 | 2,282 | 2,868 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 2 | 31 |
| 連結子会社減少に伴う減少高 | 1 | - |
| 持分変動に伴う増加高 | 64 | - |
| 当中間期変動額合計 | 1,625 | 2,899 |
| 当中間期末残高 | 15,369 | 13,743 |
| 自己株式 | | |
| 前期末残高 | 9,972 | 444 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株式移転による増減 | - | 9,971 |
| 自己株式の取得 | 0 | 15 |
| 自己株式の処分 | 0 | 1 |
| 自己株式の消却 | - | 457 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 9,527 |
| 当中間期末残高 | 9,972 | 9,972 |

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---------------------------|---|--|
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 53,484 | 36,656 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 721 | - |
| 株式移転による増減 | - | 3,942 |
| 優先株式の発行 | - | 10,000 |
| 中間純利益 | 2,282 | 2,868 |
| 自己株式の取得 | 0 | 15 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 |
| 自己株式の消却 | - | - |
| 土地再評価差額金の取崩 | 2 | 31 |
| 連結子会社減少に伴う減少高 | 1 | - |
| 持分変動に伴う増加高 | 64 | - |
| 当中間期変動額合計 | 1,625 | 16,827 |
| 当中間期末残高 | 55,109 | 53,484 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 1,149 | 9,693 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 1,192 | 8,544 |
| 当中間期変動額合計 | 1,192 | 8,544 |
| 当中間期末残高 | 42 | 1,149 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 前期末残高 | 18 | 16 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 3 | 1 |
| 当中間期変動額合計 | 3 | 1 |
| 当中間期末残高 | 21 | 18 |
| 土地再評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 1,027 | 1,058 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 2 | 31 |
| 当中間期変動額合計 | 2 | 31 |
| 当中間期末残高 | 1,024 | 1,027 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 140 | 8,652 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 1,186 | 8,512 |
| 当中間期変動額合計 | 1,186 | 8,512 |
| 当中間期末残高 | 1,045 | 140 |

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|-----------------------|---|--|
| 少数株主持分 | | |
| 前期末残高 | 2,694 | 670 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 176 | 2,024 |
| 当中間期変動額合計 | 176 | 2,024 |
| 当中間期末残高 | 2,518 | 2,694 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 56,038 | 28,674 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 721 | - |
| 株式移転による増減 | - | 3,942 |
| 優先株式の発行 | - | 10,000 |
| 中間純利益 | 2,282 | 2,868 |
| 自己株式の取得 | 0 | 15 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 2 | 31 |
| 連結子会社減少に伴う減少高 | 1 | - |
| 持分変動に伴う増加高 | 64 | - |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 1,009 | 10,537 |
| 当中間期変動額合計 | 2,635 | 27,364 |
| 当中間期末残高 | 58,674 | 56,038 |

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|-------------------------|---|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 3,727 | 4,513 |
| 減価償却費 | 1,152 | 1,843 |
| 減損損失 | 59 | 71 |
| のれん償却額 | 60 | 60 |
| 負ののれん償却額 | 461 | 465 |
| 貸倒引当金の増減() | 6,703 | 1,654 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 29 | 122 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 235 | 597 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減() | 37 | 1 |
| 債務保証損失引当金の増減額(は減少) | - | 593 |
| 偶発損失引当金の増減() | 46 | 13 |
| その他の引当金の増減額(は減少) | 3 | 5 |
| 資金運用収益 | 17,707 | 26,221 |
| 資金調達費用 | 2,072 | 3,705 |
| 有価証券関係損益() | 846 | 1,568 |
| 金銭の信託の運用損益(は運用益) | 30 | 5 |
| 為替差損益(は益) | 8 | 14 |
| 固定資産処分損益(は益) | 1 | 149 |
| 貸出金の純増()減 | 14,749 | 1,804 |
| 預金の純増減() | 20,904 | 60,324 |
| 譲渡性預金の純増減() | 47,118 | 33,809 |
| 商品有価証券の純増()減 | 67 | 214 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減() | 98 | 36,677 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 | 2,393 | 58 |
| コールローン等の純増()減 | 25,975 | 19,025 |
| コールマネー等の純増減() | 10,625 | 25,538 |
| 外国為替(資産)の純増()減 | 431 | 530 |
| 外国為替(負債)の純増減() | 2 | 0 |
| 資金運用による収入 | 17,573 | 26,003 |
| 資金調達による支出 | 2,003 | 4,397 |
| その他 | 348 | 2,598 |
| 小計 | 90,676 | 23,989 |
| 法人税等の支払額又は還付額(は支払) | 230 | 217 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 90,446 | 24,206 |

(単位：百万円)

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|-------------------------|---|--|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | 188,871 | 260,124 |
| 有価証券の売却による収入 | 100,436 | 177,684 |
| 有価証券の償還による収入 | 13,823 | 41,009 |
| 金銭の信託の増加による支出 | 3,000 | 3,035 |
| 金銭の信託の減少による収入 | - | 3,003 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 585 | 1,139 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 32 | 50 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 122 | 237 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 78,288 | 42,789 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 株式の発行による収入 | - | 10,000 |
| 株式交付費の支払額 | - | 35 |
| 劣後特約付社債の発行による収入 | 4,950 | - |
| 劣後特約付社債の償還による支出 | 15,700 | - |
| リース債務の返済による支出 | 60 | 92 |
| 配当金の支払額 | 717 | 0 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 53 | - |
| 自己株式の取得による支出 | 0 | 15 |
| 自己株式の売却による収入 | 0 | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 11,580 | 9,857 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 8 | 10 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 569 | 8,714 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 36,903 | 21,984 |
| 株式移転による現金及び現金同等物の増加額 | - | ² 23,633 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ¹ 37,472 | ¹ 36,903 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 1. 連結の範囲に関する事項 | <p>(1) 連結子会社 13社 株式会社荘内銀行 株式会社北都銀行 荘銀事務サービス株式会社 荘銀カード株式会社 株式会社フィデアベンチャーキャピタル 株式会社フィデア総合研究所 株式会社I S Bコンサルティング 北都総研株式会社 北都銀ビジネスサービス株式会社 株式会社北都ソリューションズ 株式会社北都情報システムズ 株式会社北都カードサービス 北都チャレンジファンド1号投資事業組合 株式会社北都ベンチャーキャピタルは解散により子会社に該当しないこととなったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 株式会社荘銀ベンチャーキャピタルは平成22年6月18日に株式会社フィデアベンチャーキャピタルへ、株式会社荘銀総合研究所は平成22年7月1日に株式会社フィデア総合研究所へそれぞれ商号変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> | <p>(1) 連結子会社 14社 株式会社荘内銀行 株式会社北都銀行 荘銀事務サービス株式会社 荘銀カード株式会社 株式会社荘銀ベンチャーキャピタル 株式会社荘銀総合研究所 株式会社I S Bコンサルティング 北都総研株式会社 北都銀ビジネスサービス株式会社 株式会社北都ソリューションズ 株式会社北都情報システムズ 株式会社北都カードサービス 株式会社北都ベンチャーキャピタル 北都チャレンジファンド1号投資事業組合</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p> |
| 2. 持分法の適用に関する事項 | <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> | <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p> |
| 3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項 | <p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 12社 6月末日 1社</p> <p>(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> | <p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 13社 12月末日 1社</p> <p>(2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> |
| 4. 会計処理基準に関する事項 | <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> | <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> |

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------|---|--|
| 4. 会計処理基準に関する事項 | <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> | <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p> |
| | <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> | <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> |
| | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、一部の子銀行においては、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 6年~50年 その他 4年~20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>リース資産</p> <p>同左</p> |

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---------------------|---|---|
| 4. 会計処理基準 に関する事項 | | (5) 繰延資産の処理方法 創立費、開業費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 |
| | (6) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。 なお、株式会社北都銀行及び一部の主要な連結子会社における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,921百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づく処理を行っております。 | (6) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。 なお、株式会社北都銀行及び一部の主要な連結子会社における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,332百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づく処理を行っております。 |
| | (7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 | (7) 投資損失引当金の計上基準 同 左 |
| | (8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 | (8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 |

| | <p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p> | <p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p> |
|------------------------|--|--|
| <p>4. 会計処理基準に関する事項</p> | <p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（0年～5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> | <p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（0年～5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p> |
| | <p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> | <p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左</p> |
| | <p>(11) 偶発損失引当金の計上基準 信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。</p> | <p>(11) 偶発損失引当金の計上基準 同 左</p> |
| | <p>(12) その他の引当金の計上基準 その他の引当金のうち、連結子会社が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を計上しております。また、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積った額及び一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため合理的に見積った額をそれぞれ計上しております。</p> | <p>(12) その他の引当金の計上基準 同 左</p> |
| | <p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場による円換算額を付しております。</p> | <p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場による円換算額を付しております。</p> |

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 4. 会計処理基準 に関する事項 | (14) リース取引の処理方法 一部の連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | (14) リース取引の処理方法 同 左 |
| | (15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。 | (15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左 |

| | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|--|---|---|
| 4. 会計処理基準 に関する事項 | (16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のうち現金及び日 本銀行への預け金であります。 | |
| | (17) 消費税等の会計処理 当社並びに連結子会社の消費税及び地 方消費税の会計処理は、税抜方式によっ ております。 | (17) 消費税等の会計処理 同 左 |
| 5. (中間)連結 キャッシュ・フ ロー計算書にお ける資金の範囲 | | 連結キャッシュ・フロー計算書における 資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金 預け金」のうち現金及び日本銀行への預け 金であります。 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---|--|
| | (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10号平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等の 開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19号平成20年 3月10日)が平成22年 3月31日以後終 了する連結会計年度末から適用されることになった ことに伴い、当連結会計年度末から同会計基準及び同 適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は259百万 円増加、その他有価証券評価差額金は259百万円増加 し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞ れ19百万円増加しております。 |
| (資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する 会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3月31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3月31 日)を適用しております。 これによる当中間連結会計期間の中間連結財務諸 表に与える影響はありません。 | |
| (企業結合に関する会計基準等) 企業結合等が当第2 四半期連結会計期間に行われ たことに伴い、「企業結合に関する会計基準」(企業 会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表 に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年 12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一 部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7 号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」 (企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)、 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関す る適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年 12月26日)を適用しております。 | |

【表示方法の変更】

| |
|--|
| <p>当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p> |
| <p>(中間連結貸借対照表関係) 当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年 9月 21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、負ののれんを負債の部の「その他負債」に含めて表示しております。</p> |
| <p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 5号平成21年 3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p> |

【追加情報】

| 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---|--|
| | <p>(其他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 当社の連結子会社である北都銀行は、私募債の時価については、従来、取引所等から公表される類似の債券銘柄の市場価格に変動要因を調整する方法により算定された価額を連結貸借対照表計上額としておりましたが、当連結会計年度末から「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項(中間報告)」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第44号)を適用し、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は35百万円増加、繰延税金資産は14百万円減少、其他有価証券評価差額金は21百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ15百万円増加しております。</p> |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) |
|---|--|
| <p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,527百万円、延滞債権額は30,725百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,837百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,115百万円あります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,231百万円あります。</p> <p>6. 当社の連結子会社である株式会社北都銀行の住宅ローン債権証券化により、信託譲渡した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、12,203百万円あります。なお、劣後受益権7,357百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に6,257百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に1,100百万円を計上しております。</p> | <p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,082百万円、延滞債権額は38,287百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は245百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,204百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,819百万円あります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,493百万円あります。</p> <p>6. 当社の連結子会社である株式会社北都銀行の住宅ローン債権証券化により、信託譲渡した貸出金元本の当連結会計年度末残高は、13,448百万円あります。なお、劣後受益権7,445百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に6,345百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に1,100百万円を計上しております。</p> |

| 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|--|------|-----------|-------------|--|-----|-----------|--------|-----------|---|------------|--|------|-----------|-------------|--|-----|-----------|--------|----------|
| <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>53,176百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>36,800百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>15,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券118,910百万円、現金預け金8百万円を差入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は614百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、417,954百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が386,278百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p> | 担保に供している資産 | | 有価証券 | 53,176百万円 | 担保資産に対応する債務 | | 借入金 | 36,800百万円 | コールマネー | 15,600百万円 | <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>43,102百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>36,700百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>4,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,199百万円、現金預け金8百万円を差入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は627百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、417,440百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が382,500百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p> | 担保に供している資産 | | 有価証券 | 43,102百万円 | 担保資産に対応する債務 | | 借入金 | 36,700百万円 | コールマネー | 4,900百万円 |
| 担保に供している資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 53,176百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保資産に対応する債務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 36,800百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー | 15,600百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保に供している資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 43,102百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保資産に対応する債務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 36,700百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー | 4,900百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) |
|---|--|
| 10.有形固定資産の減価償却累計額 34,102百万円 | 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,337百万円 |
| 12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,800百万円が含まれております。 | 10.有形固定資産の減価償却累計額 33,292百万円 |
| 13.社債は、全額劣後特約付社債であります。 | 11.有形固定資産の当連結会計年度圧縮記帳額 13百万円 |
| 14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,205百万円であります。 | 12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,800百万円が含まれております。 |
| | 13.社債は、全額劣後特約付社債であります。 |
| | 14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,556百万円であります。 |

(中間連結損益計算書関係)

| 当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|--|---|
| 1.その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,310百万円、株式等償却245百万円、株式等売却損210百万円を含んでおります。 | 1.「その他の経常費用」には、貸出金償却65百万円、株式等償却98百万円を含んでおります。 |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|--------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 143,464 | | | 143,464 | |
| A種優先株式 | 20,206 | | | 20,206 | |
| B種優先株式 | 25,000 | | | 25,000 | |
| 合計 | 188,671 | | | 188,671 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 18 | 1 | 0 | 20 | (注) |
| A種優先株式 | 20,206 | | | 20,206 | |
| B種優先株式 | | | | | |
| 合計 | 20,225 | 1 | 0 | 20,226 | |

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものであります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|--------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 717 | 5.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |
| | B種優先株式 | 0 | 0.01 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前連結会計年度末 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 | 摘要 |
|--------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 122,866 | 22,144 | 1,545 | 143,464 | 注1 |
| A種優先株式 | | 20,206 | | 20,206 | 注1 |
| B種優先株式 | | 25,000 | | 25,000 | 注2 |
| 合計 | 122,866 | 67,350 | 1,545 | 188,671 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1,522 | 371 | 1,874 | 18 | 注3 |
| A種優先株式 | | 20,206 | | 20,206 | 注1 |
| B種優先株式 | | | | | |
| 合計 | 1,522 | 20,577 | 1,874 | 20,225 | |

(注) 1. 増加株式数は株式移転によるもの、減少株式数は消却によるものであります。

2. 増加株式数は新株発行によるものであります。

3. 増加株式数は単元未満株式買取請求、減少株式数は消却及び単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|--------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 717 | 利益剰余金 | 5.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |
| | B種優先株式 | 0 | 利益剰余金 | 0.01 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|-------|---|-------|-------|-------|----|--------|-------|-----------|--------|--|---------|--------|-------|---|-------|-------|-------|----|--------|-------|-----------|--------|-----|-----------|-----|-----|------|-----------|-----|-----------|-------|-------|------|-----------|--------|-------|
| <p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成22年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">40,771</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td style="text-align: right;">1,219</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td style="text-align: right;">2,063</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,472</td> </tr> </table> | 現金預け金勘定 | 40,771 | 当座預け金 | 1 | 普通預け金 | 1,219 | 定期預け金 | 14 | その他預け金 | 2,063 | 現金及び現金同等物 | 37,472 | <p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成22年 3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">42,596</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td style="text-align: right;">3,688</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td style="text-align: right;">1,989</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,903</td> </tr> </table> <p>2. 株式移転による共同持株会社の設立により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式移転により新たに連結子会社となった北都銀行等から引き継いだ現金及び現金同等物は23,633百万円であり、引き継いだ現金及び現金同等物以外の資産及び負債等の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資 産</td> <td style="text-align: right;">1,117,936</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">609</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,118,545</td> </tr> <tr> <td>負 債</td> <td style="text-align: right;">1,121,897</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">4,607</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,126,504</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">1,806</td> </tr> </table> | 現金預け金勘定 | 42,596 | 当座預け金 | 1 | 普通預け金 | 3,688 | 定期預け金 | 14 | その他預け金 | 1,989 | 現金及び現金同等物 | 36,903 | 資 産 | 1,117,936 | のれん | 609 | 資産合計 | 1,118,545 | 負 債 | 1,121,897 | 負ののれん | 4,607 | 負債合計 | 1,126,504 | 少数株主持分 | 1,806 |
| 現金預け金勘定 | 40,771 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当座預け金 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通預け金 | 1,219 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期預け金 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他預け金 | 2,063 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 37,472 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金預け金勘定 | 42,596 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当座預け金 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通預け金 | 3,688 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期預け金 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他預け金 | 1,989 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 36,903 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資 産 | 1,117,936 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| のれん | 609 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産合計 | 1,118,545 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負 債 | 1,121,897 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負ののれん | 4,607 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負債合計 | 1,126,504 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 少数株主持分 | 1,806 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(リース取引関係)

| 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------|----------|--------|--------|----|----------|------------|--|--------|--------|--------|--------|----|--------|----------------|--|--------|--------|--------|-------|----|--------|-----|--------|-----|--------|----|--------|--------|--------|----------|--------|---------|-------|--|---------|--|--------|----------|--------|--------|----|----------|------------|--|--------|--------|--------|--------|----|--------|----------|--|--------|--------|--------|-------|----|--------|-----|--------|-----|--------|----|--------|--------|--------|----------|--------|---------|-------|
| <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 主としてパソコン、現金自動預払機等であり ます。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる 重要な事項「4. 会計処理基準に関する事 項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のと おりであります。</p> | <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同 左</p> <p>リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要 な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の 「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであ ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処 理を行っている所有権移転外ファイナンス・ リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,247百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">228百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,475百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">783百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">168百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">951百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">463百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">523百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当 額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">311百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">562百万円</td> </tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">152百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">134百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当 額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計 期間への配分方法については、利息法によって おります。 | 取得価額相当額 | | 有形固定資産 | 1,247百万円 | 無形固定資産 | 228百万円 | 合計 | 1,475百万円 | 減価償却累計額相当額 | | 有形固定資産 | 783百万円 | 無形固定資産 | 168百万円 | 合計 | 951百万円 | 中間連結会計期間末残高相当額 | | 有形固定資産 | 463百万円 | 無形固定資産 | 60百万円 | 合計 | 523百万円 | 1年内 | 250百万円 | 1年超 | 311百万円 | 合計 | 562百万円 | 支払リース料 | 152百万円 | 減価償却費相当額 | 134百万円 | 支払利息相当額 | 12百万円 | <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処 理を行っている所有権移転外ファイナンス・ リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,370百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">249百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,619百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">791百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">168百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">959百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">578百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">81百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">660百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">273百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">442百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">715百万円</td> </tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">383百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">341百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当 額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度 への配分方法については、利息法によっており ます。 | 取得価額相当額 | | 有形固定資産 | 1,370百万円 | 無形固定資産 | 249百万円 | 合計 | 1,619百万円 | 減価償却累計額相当額 | | 有形固定資産 | 791百万円 | 無形固定資産 | 168百万円 | 合計 | 959百万円 | 年度末残高相当額 | | 有形固定資産 | 578百万円 | 無形固定資産 | 81百万円 | 合計 | 660百万円 | 1年内 | 273百万円 | 1年超 | 442百万円 | 合計 | 715百万円 | 支払リース料 | 383百万円 | 減価償却費相当額 | 341百万円 | 支払利息相当額 | 33百万円 |
| 取得価額相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 1,247百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 228百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,475百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 783百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 168百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 951百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間連結会計期間末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 463百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 60百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 523百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 250百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 311百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 562百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 152百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 134百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 12百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 1,370百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 249百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,619百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 791百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 168百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 959百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 578百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 81百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 660百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 273百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 442百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 715百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 383百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 341百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 33百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借 対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 40,771 | 40,771 | |
| (2) コールローン及び買入手形 | 38,000 | 38,000 | |
| (3) 買入金銭債権(*1) | 6,506 | 6,506 | |
| (4) 商品有証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 755 | 755 | |
| (5) 金銭の信託 | 3,967 | 3,967 | |
| (6) 有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 613,025 | 613,025 | |
| (7) 貸出金 | 1,421,433 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 19,571 | | |
| | 1,401,861 | 1,445,502 | 43,640 |
| (8) 外国為替(*1) | 1,856 | 1,856 | |
| 資産計 | 2,106,744 | 2,150,385 | 43,640 |
| (1) 預金 | 1,916,293 | 1,917,699 | 1,406 |
| (2) 譲渡性預金 | 96,602 | 96,602 | |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 16,027 | 16,027 | |
| (4) 借入金 | 42,615 | 42,461 | 154 |
| (5) 外国為替 | 2 | 2 | |
| (6) 社債 | 10,000 | 9,868 | 131 |
| 負債計 | 2,081,541 | 2,082,662 | 1,121 |
| デリバティブ取引 | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの(*2) | 554 | 554 | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (36) | (36) | |
| デリバティブ取引計 | 517 | 517 | |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。コールローンは残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格（期末月の月中平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,225百万円増加、「繰延税金資産」は1,389百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,835百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付ごとの信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が1年超のもので、期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当社の主要な子会社の発行する公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当該子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区 分 | 中間連結貸借対照表計上額 |
|---------------|--------------|
| 非上場株式（*1）（*2） | 1,565 |
| 組合出資金（*3） | 2,456 |
| 合 計 | 4,022 |

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について107百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としていません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として国内の法人や個人のお客さまへの貸出及び債券や株式、投資信託等の有価証券による運用などの銀行業務を中心とした金融情報サービスを行っております。これらの事業を健全に行っていくため、経営体力の範囲内でリスクを許容し、収益力の向上を目指しております。

当社グループでは、主として金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を保有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を行うほか、必要に応じてデリバティブ取引を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産には、主として国内の法人及び個人のお客さまに対する貸出金があり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人及び個人のお客さまの預け入れによるものであります。集中的な預金の解約等による流動性リスクに留意する必要がありますが、預金等の大部分は個人のお客さまによるもので小口分散されているほか、大口預金の比率を一定以下にコントロールするなどにより当該リスクを抑制しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引、及びその他有価証券で保有する債券に対する先物取引、オプション取引等があります。また、その他にデリバティブを組み込んだ複合金融商品取引があります。デリバティブ取引は投機的な取引を目的とするものではなく、主としてヘッジ目的で実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、以下のリスク管理を実施する体制を整備しております。

信用リスク管理

当社グループは、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、自己査定等の事後管理、保証や担保の設定、問題債権への対応、与信集中リスク管理など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資担当部門により行われ、また、定期的に経営会議等を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査担当部門がチェックしております。

市場リスク管理

市場取引については、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスをそれぞれ独立した部署とし、相互に牽制する体制としております。

(イ) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」等の規程に従い、金利リスク量を計測するとともに、定期的にギャップ分析や感応度分析等によりモニタリングを実施し、定期的に経営会議等に報告しております。また、現状分析を踏まえた今後の対応等の協議を行っております。

(ロ) 為替リスクの管理

当社グループは、「市場リスク管理規程」等に従い、為替の変動リスクに関して、総合持高、損失限度額を設定する、若しくはヘッジ取引を行う等により管理しております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

当社グループは「市場リスク管理規程」等に従い、価格変動リスクを管理しております。有価証券のリスクはバリュー・アット・リスク（VaR）、10BPV等リスク指標に基づいて、予め設定した限度額に対する使用状況をリスク管理部門が日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引の取扱いにつきましては、取引の執行、ヘッジ取引の有効性検証、事務管理に係る部門を分離し、取扱規程に基づいた運用・管理のもとに行っております。

流動性リスク管理

当社グループは、「流動性リスク管理規程」等に従い、流動性リスク管理に係る限度額を設定し、実績を日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には理論価格等の合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------------------|---------------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 42,596 | 42,596 | |
| (2) コールローン及び買入手形 | 65,500 | 65,500 | |
| (3) 買入金銭債権（*1） | 4,993 | 4,993 | |
| (4) 商品有証券 売買目的有価証券 | 687 | 687 | |
| (5) 金銭の信託 | 1,000 | 1,000 | |
| (6) 有価証券 その他有価証券 | 543,457 | 543,457 | |
| (7) 貸出金 貸倒引当金（*1） | 1,406,683 26,845 | | |
| | 1,379,838 | 1,411,564 | 31,726 |
| (8) 外国為替（*1） | 1,425 | 1,425 | |
| 資産計 | 2,039,498 | 2,071,225 | 31,726 |
| (1) 預金 | 1,895,388 | 1,897,153 | 1,765 |
| (2) 譲渡性預金 | 49,483 | 49,483 | |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 5,402 | 5,402 | |
| (4) 借入金 | 42,516 | 42,273 | 243 |
| (5) 外国為替 | 0 | 0 | |
| (6) 社債 | 20,700 | 20,656 | 43 |
| 負債計 | 2,013,491 | 2,014,969 | 1,477 |
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの（*2） | 318 | 318 | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 30 | 30 | |
| デリバティブ取引計 | 287 | 287 | |

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）為替予約については、重要性が乏しいため、上記記載から除いております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格（期末月の月中平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額を連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,720百万円増加、「繰延税金資産」は1,543百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は3,177百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(7) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付ごとの信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、資金調達後、当社及び連結子会社の信用状態は大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は残存期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当社の主要な連結子会社の発行する社債の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、取引利率を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6） 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式（＊１）（＊２） | 1,702 |
| 組合出資金（＊３） | 2,449 |
| 合 計 | 4,151 |

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について82百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預け金(*1) | 7,266 | | | | | |
| コールローン及び買入手形 | 65,500 | | | | | |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 20,251 | 68,842 | 160,538 | 24,967 | 154,004 | 48,399 |
| うち国債 | 5,006 | 28,266 | 68,110 | 17,977 | 101,352 | 25,779 |
| 地方債 | 266 | 8,052 | 52,231 | 2,000 | 41,802 | 4,000 |
| 社債 | 11,818 | 23,072 | 37,729 | 2,798 | 5,717 | |
| その他 | 3,159 | 9,449 | 2,466 | 2,191 | 5,132 | 18,620 |
| 貸出金(*2) | 308,008 | 178,109 | 162,941 | 110,964 | 164,456 | 438,490 |
| 合 計 | 401,025 | 246,951 | 323,479 | 135,932 | 318,461 | 486,890 |

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めて記載しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない43,712百万円は含めておりません。

(注4) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金(*) | 1,594,314 | 150,281 | 34,737 | | | |
| 譲渡性預金 | 48,483 | | 1,000 | | | |
| コールマネー及び売渡手形 | 5,402 | | | | | |
| 借入金 | 36,702 | 4 | 4 | 4 | 5,800 | |
| 社債 | | | | 20,700 | | |
| 合 計 | 1,684,903 | 150,285 | 35,742 | 20,704 | 5,800 | |

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）
該当ありません。

- 2 その他有価証券（平成22年9月30日現在）

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|------------------------------|-----|-----------------------|---------------|-------------|
| 中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの | 株式 | 3,986 | 3,389 | 597 |
| | 債券 | 500,508 | 492,005 | 8,503 |
| | 国債 | 264,375 | 259,888 | 4,487 |
| | 地方債 | 123,559 | 121,161 | 2,397 |
| | 社債 | 112,573 | 110,954 | 1,618 |
| | その他 | 30,777 | 29,148 | 1,629 |
| | 小計 | 535,272 | 524,542 | 10,729 |
| 中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの | 株式 | 12,374 | 14,398 | 2,023 |
| | 債券 | 15,353 | 15,378 | 24 |
| | 国債 | 4,987 | 4,996 | 8 |
| | 地方債 | 947 | 950 | 2 |
| | 社債 | 9,419 | 9,432 | 13 |
| | その他 | 50,025 | 56,973 | 6,948 |
| | 小計 | 77,753 | 86,750 | 8,997 |
| 合計 | | 613,025 | 611,293 | 1,732 |

3 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,627百万円（うち、株式137百万円、その他1,490百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、株式については個々の銘柄の当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円） |
|----------|------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 7 |

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 11,236 | 9,378 | 1,858 |
| | 債券 | 348,281 | 345,298 | 2,982 |
| | 国債 | 201,372 | 199,599 | 1,773 |
| | 地方債 | 79,957 | 79,364 | 592 |
| | 社債 | 66,951 | 66,334 | 616 |
| | その他 | 43,272 | 40,753 | 2,519 |
| | 小計 | 402,790 | 395,430 | 7,360 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 6,826 | 7,727 | 900 |
| | 債券 | 94,444 | 94,949 | 505 |
| | 国債 | 50,076 | 50,323 | 247 |
| | 地方債 | 29,390 | 29,605 | 214 |
| | 社債 | 14,977 | 15,020 | 42 |
| | その他 | 39,396 | 45,430 | 6,034 |
| | 小計 | 140,667 | 148,107 | 7,439 |
| 合計 | | 543,457 | 543,537 | 79 |

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

| 種類 | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|-----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 6,670 | 603 | 212 |
| 債券 | 149,831 | 606 | 178 |
| 国債 | 116,667 | 466 | 175 |
| 地方債 | 33,133 | 139 | 3 |
| 社債 | 30 | 0 | |
| その他 | 21,573 | 1,196 | 39 |
| 合計 | 178,075 | 2,407 | 431 |

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は15百万円（株式15百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、株式については個々の銘柄の当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当連結会計年度末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）
該当ありません。

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円） |
|------------|-----------------|------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 1,000 | |

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金（平成22年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額（百万円） |
|---|---------|
| 評価差額 | 1,733 |
| その他有価証券 | 1,733 |
| その他の金銭の信託 | |
| （+）繰延税金資産（又は（）繰延税金負債） | 1,688 |
| その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前） | 45 |
| （）少数株主持分相当額 | 2 |
| （+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 42 |

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金（平成22年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額（百万円） |
|---|---------|
| 評価差額 | 79 |
| その他有価証券 | 79 |
| その他の金銭の信託 | |
| （＋）繰延税金資産（又は（－）繰延税金負債） | 1,052 |
| その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前） | 1,132 |
| （－）少数株主持分相当額 | 16 |
| （＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,149 |

（デリバティブ取引関係）

当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）
 該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 契約額等のうち1年超のもの（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 店頭 | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 681 | 406 | 84 | 84 |
| | 買建 | 2,370 | 401 | 97 | 97 |
| | 合計 | | | 12 | 12 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）
 該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）
 該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年9月30日現在）
 該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引（平成22年9月30日現在）
 該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引（平成22年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|-----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 市場取引以外の取引 | 複合金融商品（貸出金） | 21,000 | 567 | 567 |

(注) 1. 時価の算定方法

割引現在価値により算出しております。

2. 時価は、複合金融商品のうち組込デリバティブの部分であり、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

3. 契約額等については、当該複合金融商品（貸出金）の元本金額を表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（百万円） | 契約額等のうち1年超のもの（百万円） | 時価（百万円） |
|----------|---------------------|---------|-----------|--------------------|---------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ 受取変動・支払固定 | 貸出金 | 710 | 710 | 36 |
| | 合計 | | | | 36 |

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 契約額等のうち1年超のもの（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 店頭 | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 759 | 513 | 39 | 39 |
| | 買建 | 2,332 | 507 | 23 | 23 |
| | 合計 | | | 15 | 15 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引（平成22年3月31日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|-----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 市場取引以外の取引 | 複合金融商品（貸出金） | 23,000 | 318 | 318 |

(注) 1. 時価の算定方法

割引現在価値により算出しております。

2. 時価は、複合金融商品のうち組込デリバティブの部分であり、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

3. 契約額等については、当該複合金融商品（貸出金）の元本金額を表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価(百万円) |
|----------|---------------------|---------|---------------|----------------------------|---------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ 受取変動・支払固定 | 貸出金 | 744 | 744 | 30 |
| | 合計 | | | | 30 |

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は平成21年10月1日に株式会社荘内銀行(以下荘内銀行という)と株式会社北都銀行(以下北都銀行という)の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、荘内銀行を取得企業、北都銀行を被取得企業とする企業結合に係る会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

北都銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

両行は、一層の地域経済の発展に対する貢献と経営効率の向上を目指すために、両行の営業地域における独自のブランド力を強化しつつ、ミドル及びバックオフィス機能を共有化する「オープンプラットフォーム型の地域金融機関持株会社」設立が不可欠であると考え、平成21年10月1日に株式移転方式にて共同持株会社「フィデアホールディングス株式会社」を設立し、経営統合いたしました。

(3) 企業結合日

平成21年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

フィデアホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年10月1日から平成22年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価は、13,914百万円であり、被取得企業の株主に交付した株式の価額等であります。

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の移転比率

荘内銀行の普通株式1株に対し、フィデアホールディングス株式会社の普通株式1株

北都銀行のA種優先株式1株に対し、フィデアホールディングス株式会社のA種優先株式0.15株

北都銀行の普通株式1株に対し、フィデアホールディングス株式会社の普通株式0.15株

(2) 算定方法

両行は、株式移転比率の決定に際して、荘内銀行は株式会社レコフを、北都銀行はみずほコーポレートアドバイザー株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして起用した上で、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーに普通株式の株式移転比率の分析を依頼しました。株式会社レコフ及びみずほコーポレートアドバイザー株式会社は、様々な前提条件と留保事項に基づき、平均株価分析、類似会社比較分析、修正純資産分析、割引配当モデルを用いて荘内銀行の普通株式価値の分析を行い、また、類似会社比較分析、修正純資産分析、割引配当モデルを用いて北都銀行の普通株式価値の分析を行い、さらに、株式移転比率に基づく当社の1株当たり当期純利益と荘内銀行の1株当たり当期純利益の比較分析を行い、株式移転比率にかかる分析結果を両行へそれぞれ提示しました。両行は、相手方へのデュー・ディリジェンスを実施して専門家の報告書を取得し、相手方の財務状況を含む重要な経営状況の精査を行った上で、こうした精査結果と、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーの分析結果を参考に、両行の直近の決算状況や自己資本の状況、国内外の多くの金融機関が大幅な業績下方修正や赤字決算を発表していることに伴い今後の両行の業績、株価や金利水準についても見通しが不透明であることなども勘案し、修正純資産分析の結果を重視しつつ、総合的な判断に基づき株式移転比率を合意いたしました。

なお、普通株式にかかる株式移転比率に関しては、荘内銀行は株式会社レコフから、北都銀行はみずほコーポレートアドバイザー株式会社から、それぞれ、財務的見地から公正である旨の意見表明を受けています。

(3) 交付株式数及びその評価額

| | | |
|-------|------|--------------|
| 交付株式数 | 普通株式 | 143,464,890株 |
| | 優先株式 | 20,206,500株 |

株式の評価は、普通株式については、当社株式は株式移転の合意公表日において存在しないため、企業結合の主要条件が合意されて公表された日前5日間の取得企業の平均株価178円20銭をもって評価しております。また、優先株式は、帳簿価額に基づき評価しております。

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 負ののれん金額 3,664百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価は、当該株式移転に関する合意の発表前5日間の株価を基礎に算定しており、企業結合日の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれんとして認識しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

5年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

| | |
|---------|--------------|
| 資産合計 | 1,142,725百万円 |
| うち貸出金 | 696,270百万円 |
| うち有価証券 | 352,725百万円 |
| うち貸倒引当金 | 9,525百万円 |

(2) 負債の額

| | |
|------|--------------|
| 負債合計 | 1,125,145百万円 |
| うち預金 | 1,037,296百万円 |

7. 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

| | |
|-------|-----------|
| 経常収益 | 13,669百万円 |
| 経常利益 | 1,450百万円 |
| 当期純利益 | 1,035百万円 |

上記影響額は、被取得企業である北都銀行の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの連結損益計算書の金額に、負ののれんの償却額の調整等を行い算出したしました。

なお、上記概算額につきましては、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けておりません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業務以外に一部でクレジット・カード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社はすべて国内で事業を営んでおりますので、当連結会計年度については所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、当連結会計年度については国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券投資業務 | その他 | 合計 |
|--------------|--------|----------|-------|--------|
| 外部顧客に対する経常収益 | 15,034 | 4,382 | 6,300 | 25,717 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 252.27 | 232.66 |
| 1株当たり中間(当期)純利益金額 | 円 | 15.90 | 21.66 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 | 円 | 11.20 | 21.64 |

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---|-----|---|---|
| 1株当たり中間(当期)純利益金額 | | | |
| 中間(当期)純利益 | 百万円 | 2,282 | 2,868 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | | 0 |
| うち取締役会決議による優先配当額 | 百万円 | | 0 |
| 普通株式に係る中間(当期)純利益 | 百万円 | 2,282 | 2,868 |
| 普通株式の(中間)期中平均株式数 | 千株 | 143,445 | 132,362 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 | | | |
| 中間(当期)純利益調整額 | 百万円 | | 0 |
| うちB種優先配当額 | 百万円 | | 0 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 60,240 | 163 |
| うちB種優先株式 | 千株 | 60,240 | 163 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | | |

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | | 当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年 3月31日) |
|-----------------------------------|-----|-----------------------------|---------------------------|
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 58,674 | 56,038 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 百万円 | 22,487 | 22,663 |
| (うち優先株式払込金額) | 百万円 | 19,968 | 19,968 |
| (うち優先配当金額) | 百万円 | | 0 |
| (うち少数株主持分) | 百万円 | 2,518 | 2,694 |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 | 百万円 | 36,186 | 33,374 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 | 千株 | 143,444 | 143,446 |

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17号の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) |
|-----------------|---|
| 経常収益 | 12,634 |
| 資金運用収益 | 8,907 |
| (うち貸出金利息) | 7,681 |
| (うち有価証券利息配当金) | 1,201 |
| 役務取引等収益 | 2,130 |
| その他業務収益 | 1,166 |
| その他経常収益 | 429 |
| 経常費用 | 11,740 |
| 資金調達費用 | 1,003 |
| (うち預金利息) | 811 |
| 役務取引等費用 | 699 |
| その他業務費用 | 1,708 |
| 営業経費 | 7,278 |
| その他経常費用 | 1,050 |
| 経常利益 | 894 |
| 特別利益 | 79 |
| 固定資産処分益 | 0 |
| 償却債権取立益 | 76 |
| その他の特別利益 | 3 |
| 特別損失 | 60 |
| 固定資産処分損 | 2 |
| 減損損失 | 57 |
| その他の特別損失 | 0 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 914 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 65 |
| 法人税等調整額 | 273 |
| 法人税等合計 | 207 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 706 |
| 少数株主損失() | 46 |
| 四半期純利益 | 753 |

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額606百万円、株式等償却135百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当中間会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 223 | 604 |
| 繰延税金資産 | 17 | 14 |
| その他 | 310 | 159 |
| 流動資産合計 | 551 | 778 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 99 | 1 86 |
| 無形固定資産 | 71 | 2 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 61,765 | 61,488 |
| その他の資産 | 93 | 93 |
| 投資その他の資産合計 | 61,859 | 61,581 |
| 固定資産合計 | 62,030 | 61,669 |
| 資産の部合計 | 62,581 | 62,448 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | - | 127 |
| 未払法人税等 | 24 | 14 |
| 賞与引当金 | 37 | 27 |
| その他 | 2 13 | 34 |
| 流動負債合計 | 75 | 203 |
| 負債の部合計 | 75 | 203 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,000 | 15,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 7,500 | 7,500 |
| その他資本剰余金 | 38,988 | 38,988 |
| 資本剰余金合計 | 46,488 | 46,488 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,019 | 756 |
| 利益剰余金合計 | 1,019 | 756 |
| 自己株式 | 0 | 0 |
| 株主資本合計 | 62,506 | 62,244 |
| 純資産の部合計 | 62,506 | 62,244 |
| 負債及び純資産の部合計 | 62,581 | 62,448 |

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

| | 当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 関係会社受取配当金 | 957 | 727 |
| 関係会社受入手数料 | 513 | 479 |
| 営業収益合計 | 1,470 | 1,207 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 490 | 374 |
| 営業費用合計 | 490 | 374 |
| 営業利益 | 980 | 833 |
| 営業外収益 | 18 | 0 |
| 営業外費用 | 0 | 55 |
| 経常利益 | 998 | 778 |
| 税引前中間純利益 | 998 | 778 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 21 | 36 |
| 法人税等調整額 | 3 | 14 |
| 法人税等合計 | 18 | 21 |
| 中間純利益 | 979 | 756 |

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|-----------------|---|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 15,000 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 10,000 |
| 優先株式の発行 | - | 5,000 |
| 当中間期変動額合計 | - | 15,000 |
| 当中間期末残高 | 15,000 | 15,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 7,500 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 2,500 |
| 優先株式の発行 | - | 5,000 |
| 当中間期変動額合計 | - | 7,500 |
| 当中間期末残高 | 7,500 | 7,500 |
| その他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | 38,988 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 38,988 |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 38,988 |
| 当中間期末残高 | 38,988 | 38,988 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 46,488 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 41,488 |
| 優先株式の発行 | - | 5,000 |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 46,488 |
| 当中間期末残高 | 46,488 | 46,488 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 756 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 717 | - |
| 中間純利益 | 979 | 756 |
| 当中間期変動額合計 | 262 | 756 |
| 当中間期末残高 | 1,019 | 756 |

(単位：百万円)

| | 当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|----------------|---|--|
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 756 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 717 | - |
| 中間純利益 | 979 | 756 |
| 当中間期変動額合計 | 262 | 756 |
| 当中間期末残高 | 1,019 | 756 |
| 自己株式 | | |
| 前期末残高 | 0 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 0 |
| 当中間期末残高 | 0 | 0 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 62,244 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 51,488 |
| 優先株式の発行 | - | 10,000 |
| 剰余金の配当 | 717 | - |
| 中間純利益 | 979 | 756 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 261 | 62,244 |
| 当中間期末残高 | 62,506 | 62,244 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 62,244 | - |
| 当中間期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 51,488 |
| 優先株式の発行 | - | 10,000 |
| 剰余金の配当 | 717 | - |
| 中間純利益 | 979 | 756 |
| 自己株式の取得 | 0 | 0 |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 261 | 62,244 |
| 当中間期末残高 | 62,506 | 62,244 |

【中間財務諸表作成の基本となる重要な事項】

| | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日) |
|--------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。 | 同 左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（平成21年10月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～19年 その他 4年～15年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 | (1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | | 創立費、開業費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | 賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 | 賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 |
| 5. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 同 左 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|---|
| (資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これによる当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。 | | |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度 (平成22年3月31日) |
|--|--------------------------|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額 15百万円 | 1.有形固定資産の減価償却累計額 6百万円 |
| 2.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 | |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日) |
|--|---------------------------------------|
| 1.減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 9百万円 無形固定資産 2百万円 | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間 末株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2 | 1 | 0 | 3 | (注) |
| 合計 | 2 | 1 | 0 | 3 | |

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものであります。

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | | 2 | | 2 | (注) |
| 合計 | | 2 | | 2 | |

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであります。

(リース取引関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | | | |
| 関連会社株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|---------------------|
| 子会社株式 | 61,765 |
| 関連会社株式 | |
| 合計 | 61,765 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|-------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | | | |
| 関連会社株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|-------------------|
| 子会社株式 | 61,488 |
| 関連会社株式 | |
| 合計 | 61,488 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)

詳細については、連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 東 勝 次 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 菅 原 和 信 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山 内 正 彦 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 井 義 博 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 東 勝 次 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 菅 原 和 信 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山 内 正 彦 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 井 義 博 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。